

# 定期預金

平成24年8月3日現在

商品名	自由金利型定期預金（大口定期）
-----	-----------------

販売対象	法人及び個人の方
期間	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 定型方式… 1カ月、3カ月、6カ月、1年、2年、3年、4年、5年</li><li>・ 満期日指定方式（1カ月超5年未満）</li><li>・ 定型方式の場合、預入時の申出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます。</li></ul>
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入 1,000万円以上 1円単位
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻しいたします。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	固定金利 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。</li><li>・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。</li><li>・ 預入期間2年以上のものは中間利払日（預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日）以後及び満期日以後に分割して支払います。</li></ul> 尚、中間利払に支払う利息は、預入日又は前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び中間利払利率（約定利率「利率を変更した時には変更後の利率」×70%）により計算します。
税金	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（但し、マル優を利用の場合は除きます）</li></ul> ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
手数料	—
付加できる特約事項	個人の方の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率）

# 定期預金

平成24年8月3日現在

商品名	自由金利型定期預金（大口定期）
-----	-----------------

中途解約時の取扱い	<p>①預入日の1カ月後の応答日の前日までに解約する場合 下記A、B、Cのうち、最も低い利率とします。但し、Cの算式により計算した利率が0%を下回る場合は0%を下限とします。</p> <p>②預入日の1カ月後の応答日以後に解約する場合 下記B、Cのうち、いずれか低い利率とします。但し、Cの算式により計算した利率が0%を下回る場合は0%を下限とします。</p> <p>A 解約日における普通預金利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－{(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)}÷預入日数</p> <p>(注) 基準金利とは、解約日にこの預金の元金を表面記載の満期日まで新たに預入した場合に適用される大口定期預金の利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。満期日までの日数が1カ月未満の場合は、大口定期預金1カ月ものを基準とします。</p>
金利情報の入手方法	金利は店頭備え付けの金利ボード又は窓口へご照会ください。
預金保険制度	預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象になります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までとその利息、給付補填金が保護されます)
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または監査部法務課（9時～17時、電話：096-366-1148）にお申し出ください。</p> <p>・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話099-226-3765）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記監査部法務課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫監査部法務課もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
その他参考となる事項	<p>・満期日以後の利息は、解約日又は書替継続日における普通預金利率により計算します。</p> <p>・商品内容の詳細については、当金庫営業日に営業店または業務部（9時～17時、電話：096-366-1123）にお尋ねください。</p>